

# ぬまづ 上下水道だより

2024.2  
vol.02



## 令和6年7月から 水道料金・下水道使用料を改定します

沼津のおいしい水は、  
世界遺産富士山からの恵みである、  
豊かで良質な地下水等を  
自然水に近い状態でお届けし、  
皆様のくらしを潤しています。

上下水道事業は、水道水の安定供給や生活環境・水環境を保つため、皆様からの料金等により運営されています。

今回の水道料金・下水道使用料の改定は、生活に不可欠な上下水道事業を将来にわたって持続していくために必要なご負担をお願いするものです。

# 水道料金を 段階的に 改定します

段階的に

利用する皆様への急激な負担の増加を緩和するために、  
2段階で改定を行います。

一般的な家庭で  
令和6年7月から **340円** の値上げとなります。  
令和7年1月から  
さらに **330円**

<水道料金の改定内容>

- ◆一般的な家庭の使用水量1カ月20m<sup>3</sup>では  
令和6年7月1日から 1,950円 (+340円)  
令和7年1月1日から 2,280円 (+330円)



改定額比較表(1カ月あたり、税込み)

用途	口径	現料金	新料金		
			令和6年7月から	令和7年1月から	
一般用	基本料金	13mm	460円	570円	680円
		20mm			
		25mm			
		30mm			
		40mm			
		50mm			
		75mm			
		100mm			
	150mm				
	超過料金 (m <sup>3</sup> )	115円	138円	160円	
公衆浴場用	基本料金	2,100円	2,600円	3,100円	
	超過料金 (m <sup>3</sup> )	46円	55円	64円	
船舶及び臨時用	1m <sup>3</sup> ごと	376円	455円	533円	

※使用水量10m<sup>3</sup>/月までが基本料金で、11m<sup>3</sup>から1m<sup>3</sup>ごとに超過料金が加算されます。

※水道料金は、2カ月ごとに水道メーター検針を行い、2カ月分をまとめた金額で請求します。

※お使いの水道メーター口径は、検針時にお届けしている「使用水量等のお知らせ」(検針票)でご確認いただけます。

一般的な家庭(口径13・20・25mm) 1カ月あたりの現料金との比較

使用水量	現料金	新料金 (令和6年7月から)		新料金 (令和7年1月から)	
10m <sup>3</sup>	460円	570円	(+110円)	680円	(+110円)
20m <sup>3</sup>	1,610円	1,950円	(+340円)	2,280円	(+330円)
30m <sup>3</sup>	2,760円	3,330円	(+570円)	3,880円	(+550円)
40m <sup>3</sup>	3,910円	4,710円	(+800円)	5,480円	(+770円)
50m <sup>3</sup>	5,060円	6,090円	(+1,030円)	7,080円	(+990円)
60m <sup>3</sup>	6,210円	7,470円	(+1,260円)	8,680円	(+1,210円)

# 下水道使用料を 改定します

令和6年7月から  
一般的な家庭で**490円**の値上げとなります。

<下水道使用料の改定内容>

◆一般的な家庭の汚水量1カ月20m<sup>3</sup>では  
令和6年7月1日から3,090円(+490円)



改定額比較表(1カ月あたり、税込み)

区分	現使用料			新使用料		
	基本料金	水量区分	超過料金	基本料金	水量区分	超過料金
一般汚水	1,250円	11~20m <sup>3</sup>	135円	1,300円	11~20m <sup>3</sup>	179円
		21~30m <sup>3</sup>	138円		21~30m <sup>3</sup>	182円
		31~50m <sup>3</sup>	142円		31~50m <sup>3</sup>	188円
		51~100m <sup>3</sup>	147円		51~100m <sup>3</sup>	194円
		101~500m <sup>3</sup>	152円		101~500m <sup>3</sup>	201円
		501m <sup>3</sup> ~	158円		501m <sup>3</sup> ~	209円

※使用水量10m<sup>3</sup>/月までが基本料金で、11m<sup>3</sup>から1m<sup>3</sup>ごとに超過料金が加算されます。

※下水道使用料は、原則、水道の使用水量をそのまま汚水量として算出し、2カ月分をまとめた金額で請求します。

一般的な家庭 1カ月あたりの現使用料との比較

汚水量	現使用料	新使用料 (令和6年7月から)
10m <sup>3</sup>	1,250円	1,300円 (+50円)
20m <sup>3</sup>	2,600円	3,090円 (+490円)
30m <sup>3</sup>	3,980円	4,910円 (+930円)
40m <sup>3</sup>	5,400円	6,790円 (+1,390円)
50m <sup>3</sup>	6,820円	8,670円 (+1,850円)
60m <sup>3</sup>	8,290円	10,610円 (+2,320円)



## 水道料金・下水道使用料改定の背景

### ●水道料金・下水道使用料で支えられている

地方公営企業である上下水道事業は、それぞれ「独立採算制」が原則となっており、安定的な水道水の供給や快適な生活環境を保全するための経費は、皆様からの水道料金・下水道使用料で賄われています。

### ●厳しい経営状況

これまで、収入確保策や支出削減策などの経営努力に取り組んでいますが、人口減少や節水意識の浸透等により収入が減少傾向にある中、特に令和3年度後半から電気料金が高騰したことにより、急激に経営が悪化しました。

今後、老朽化対策や下水道の普及等を計画的に行う必要がありますが、そのための建設改良費を確保できず、着実な施設整備への影響が懸念される、大変厳しい経営状況にあります。

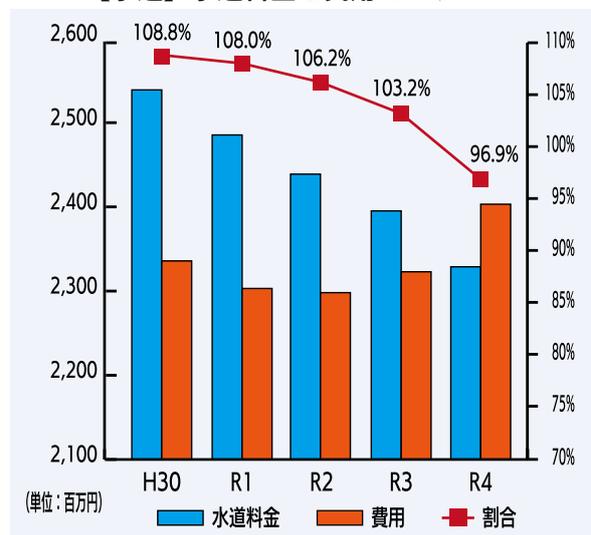
### ●費用が収入を上回っている

水道事業では、令和4年度において水道料金と費用の割合が、初めて100%を下回り、水道料金で給水に係る費用を賄えない状況となりました。

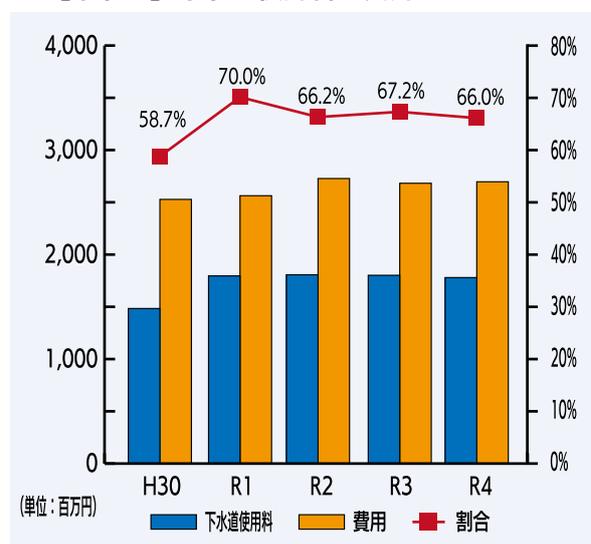
下水道事業については、下水道の普及段階にあること等により、下水道使用料と費用の割合が66%で、下水道使用料が汚水処理に係る費用を大きく下回り、一般会計(税金)から支援を受けています。

両事業とも主要な収入である水道料金・下水道使用料が、日常の給水や汚水処理等に係る費用を下回っており、バランスがとれていない状況です。

【水道】水道料金と費用のバランス



【下水道】下水道使用料と費用のバランス



※前回の下水道使用料改定は平成31年4月

### ●施設整備の必要性

水道事業は、給水開始後、約 70 年が経過しました。

今後も、安定的・持続的に、また災害発生時においても被害を最小限にとどめたくため、水をお届けできるよう、老朽化が進む水道施設の計画的な更新や耐震化を進めていく必要があります。

また、下水道は、現在、普及段階であり、令和 4 年度末時点の下水道普及率は 62.4% です。

皆様の快適な生活を支えるために、着実に普及工事を進めていくこと、そして災害に備えるために施設の耐震化を進めていく必要があります。

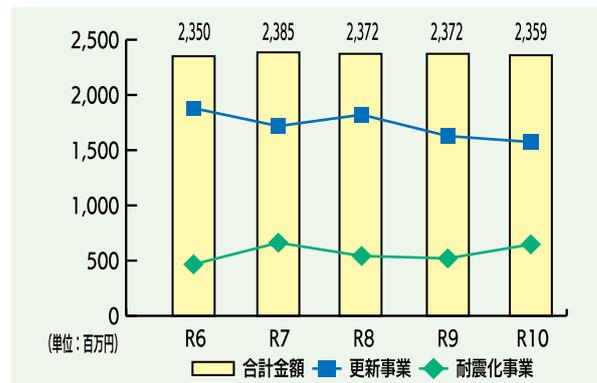


### ●今後の建設改良工事等の見込み

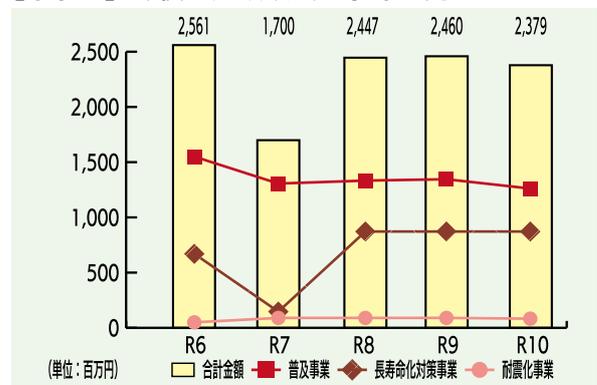
上下水道事業では、大規模な施設が多いことに加え、地形や地質的特性から、施設整備に莫大な費用と時間がかかります。



#### 【水道】今後の建設改良工事等の見込み



#### 【下水道】今後の建設改良工事等の見込み



## 水道料金・下水道使用料改定の必要性

- 収入が減少傾向にある中、電気料金の高騰等により経営が悪化
- 経営改善に向けて収入の確保や支出削減等に取り組んでいますが、現在の水道料金・下水道使用料では費用を賄えない状況
- 水道水の安定的な供給や快適な生活環境の保全のためには、施設整備が必要

今後も安定的に事業を運営していくために  
 主な収入である水道料金・下水道使用料を改定  
 ※今後も引き続き経営努力を行います。

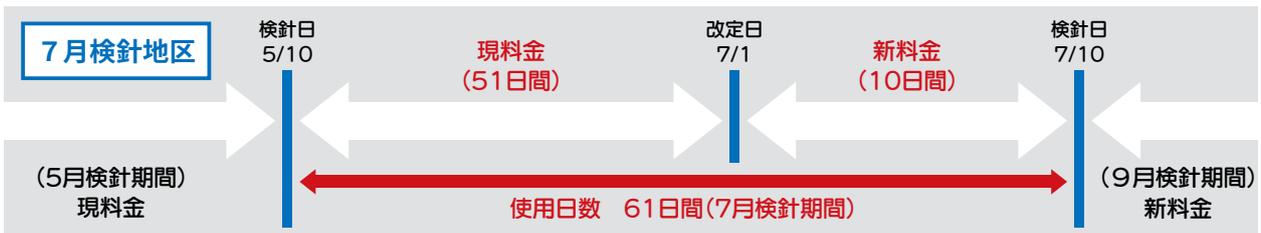
# 改定時期の料金計算方法



水道の検針は2カ月ごとに行い、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区に分かれています。

検針期間が改定日をまたぐ場合は、現料金で計算した料金と新料金で計算した料金を使用日数で按分し、水道料金・下水道使用料を算定します。

## 奇数月検針地区の令和6年7月分料金の計算例



### 水道料金 (口径20mmで使用水量40m<sup>3</sup>/2カ月の場合)

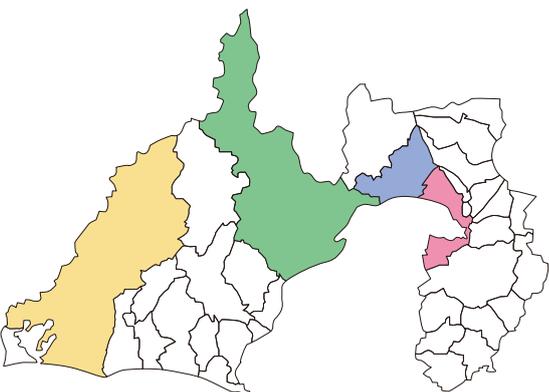
現料金(2カ月分)	920円 (460円×2カ月)	+	2,300円 (115円×20m <sup>3</sup> )	=	3,220円 …(A)
新料金(2カ月分)	1,140円 (570円×2カ月)	+	2,760円 (138円×20m <sup>3</sup> )	=	3,900円 …(B)
算定金額(使用日数で按分)	(3,220円×51日÷61日) + (3,900円×10日÷61日)		= 3,331円 (A)の按分 (B)の按分 (お支払額)		

### 下水道使用料 (汚水量40m<sup>3</sup>/2カ月の場合)

現料金(2カ月分)	2,500円 (1,250円×2カ月)	+	2,700円 (135円×20m <sup>3</sup> )	=	5,200円 …(C)
新料金(2カ月分)	2,600円 (1,300円×2カ月)	+	3,580円 (179円×20m <sup>3</sup> )	=	6,180円 …(D)
算定金額(使用日数で按分)	(5,200円×51日÷61日) + (6,180円×10日÷61日)		= 5,360円 (C)の按分 (D)の按分 (お支払額)		

## 県内主要都市との比較

改定後の沼津市の水道料金・下水道使用料は、一般家庭の平均的な使用量である40m<sup>3</sup>/2カ月で、県内主要都市と比較すると、下の表のとおりとなります。(令和6年2月現在)



【水道料金のみ】

	金額	
浜松市	4,400円	
沼津市	現行	3,220円
	R6年7月~	3,900円
	R7年1月~	4,560円
静岡市	5,214円	
富士市	5,610円	

【水道料金+下水道使用料】

	金額	
浜松市	10,296円	
沼津市	現行	8,420円
	R6年7月~	10,080円
	R7年1月~	10,740円
静岡市	10,768円	
富士市	10,934円	

※メーター口径20mmで計算しています。

# 水道料金・下水道使用料改定までの経緯

経営状況を踏まえた適正な料金体系等について、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会（※1）からの答申を踏まえ、改めて改定の内容を検討し、議会の議決を経て決定しました。  
(使用者の負担に配慮して、水道料金は、2段階での改定となります。)

諮問

経営状況を踏まえた適正な料金体系等について審議会へ諮問

審議

全5回の審議会で料金体系等について審議



審議会から答申

答申を受け、内容を検討し条例案を議会に上程

上程

答申

決定

議会での議決を経て決定

## 答申のポイント

- 令和6年7月からの改定が妥当
- 水道料金＝平均改定率 39.5%
  - ・純利益の確保
  - ・給水収益が給水に係る費用を上回る
  - ・内部留保資金を確保
  - ・企業債残高の上昇をできるだけ抑制
- 下水道使用料＝平均改定率 20.5%
  - ・一般会計(税金)の補助に頼らない、適正な受益者負担を目指す(※2)

審議会の答申を考慮して検討

使用者の負担に配慮し、水道料金は

2段階で決定  
令和6年7月  
及び

令和7年1月  
(平均改定率 35.9%)

※下水道使用料は、答申のとおり



(※1) 沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会は、市長の諮問を受け、料金を含む経営全般について審議するため、H26年に常設化された市の附属機関です。

(※2) 汚水処理に係る経費は、原則として使用料で全額を負担することになっていますが、普及段階にあることから、一部を一般会計からの繰入金に頼っています。

# 水道部からのお知らせ

## 下 水道への接続のお願い

下水道は、川や海の水質を保全し、快適な生活環境を守るために重要な役割を果たしていますが、整備した下水道も利用していただかなければその効果を上げることができません。

そのため、下水道が使えるようになった区域では、6カ月以内（汲み取り便所は3年以内）に接続することが沼津市下水道条例等により義務付けられています。

より多くの方にご利用いただくことで、生活環境の改善や下水道事業経営に大きな効果をもたらしますので、ご協力をお願いします。

## 融 資 あっ 旋 及 び 利 子 補 給 制 度

公共下水道を早期に利用していただくため、市では排水設備工事等の申請者に対し、金融機関への融資あっ旋と利子補給を行っています。

### ●対象となる工事

公共下水道へ接続するための水洗便所への改造工事及び排水設備工事（新築を除く）

### ●融資金額

工事に要する費用の範囲内で、5万円以上200万円以下（1万円単位）

### ●利子補給制度

公共下水道の供用開始後3年以内に工事が完了した場合、貸付金に伴う利子は市が全額負担します。  
※金融機関の審査の過程で融資を受けられない場合があります。

## 口 座 振 替 ・ ス マ ー ト フ ォ ン 決 済 を ご 利 用 く だ さ い

水道料金・下水道使用料のお支払いには便利な口座振替やスマートフォン決済（PayPay・LINEPay）をご利用ください。

<ご利用方法>

### 1. 口座振替

領収書又は「使用水量等のお知らせ」と預金通帳、お届け印を持参して、市内の金融機関の窓口にある申込書でお申込みください。また、電話でご連絡をいただければ申込書を郵送します。

### 2. スマートフォン決済

①バーコードが印字された納入通知書とカメラ機能付きのスマートフォン又はタブレットを用意します。

②アプリから納入通知書に印字されたバーコードを読み取ります。

③画面に表示される内容を確認し、間違いがなければ「支払う」をタップして完了です。



## 問 い 合 わ せ 先

①料金改定、パンフレットについて	水道総務課	055-934-4862
	suido-so@city.numazu.lg.jp	
②新旧の水道料金・下水道使用料、排水設備工事、融資あっ旋について	水道サービス課	055-934-4853
	suido-sa@city.numazu.lg.jp	
③水道工事の予定等について	上水道工務課	055-934-4857
	jousui-ko@city.numazu.lg.jp	
④下水道の計画や工事の予定等について	下水道整備課	055-934-4864
	gesui-se@city.numazu.lg.jp	



← Facebook ページはこちら

